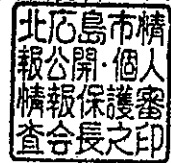


答申第 1 号
平成 22 年 7 月 14 日

北広島市教育委員会
教育長 白崎 三千年 様

北広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 中村 睦 男



公文書非公開決定処分に係る答申について

平成 22 年 6 月 4 日付北広文化第 21 号にて諮問のあった下記の公文書非公開決定処分について、北広島市情報公開・個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 1 号の規定による調査審議の結果、別紙のとおり答申します。

記

- 1 対象公文書 平成 17 年度の芸術文化ホールの清掃業務委託、平成 12 年度から平成 17 年度までの文化施設設備管理業務委託の予定価格調書
- 2 処分内容 平成 22 年 4 月 14 日付公文書非公開決定
- 3 不服申立年月 平成 22 年 5 月 6 日
- 4 不服申立書受理年月日 平成 22 年 5 月 6 日

以上

(諮問 第1号)

答 申

実施機関 北広島市教育委員会教育長が平成22年4月14日付北広文化第5号で行った処分は妥当である。

【審査会の結論】

実施機関が非公開決定処分とした北広島市芸術文化ホールの清掃業務委託（平成17年度分）及び文化施設設備管理業務委託の予定価格調書（平成12年度分～平成17年度分）（以下「本件公文書」という。）は、平成18年5月30日付北広芸文第14号にて北広島市情報公開審査会（以下「旧審査会」という。）が諮問を受けた公文書非公開決定処分の不服申立てに係る文書と同一であり、平成19年度から当該契約が長期継続契約に契約形態が変わっているが、当該予定価格調書を行政運営情報とした平成18年8月29日付の旧審査会の答申内容（以下「先例答申」という。）は、本件公文書においても妥当するものと判断する。

【異議申立ての趣旨】

異議申立ては、「公文書非公開決定処分を取り消し、対象文書の公開を求める。」というものである。

【異議申立人の主張要旨】

平成19年度から「北広島市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」が施行され、当該清掃業務委託及び施設管理業務委託は長期継続契約で行われている。

契約形態が変化しており、非公開決定とした対象公文書を公開しても「入札事務の公正な運営に支障が生ずるとともに、当該事務の目的が失われることが考えられる。」ものには該当しないことから、非公開決定は不当である。

【実施機関の説明要旨】

異議申し立てに係る委託業務については、契約の形態が長期継続契約となっても、毎年反復して継続される施設の清掃及び設備の管理業務であり、業

務の内容に大きな変更がないことから、本件公文書が公開されると競争入札により受託業者を決めるという事務事業の公正な運営に著しい支障が生じるとともに、当該事業の目的が失われることになるため、本件公文書は北広島市情報公開条例（以下「公開条例」という。）第6条第1項に定める非公開情報（以下「行政運営情報」という。）として公開しないものである。

【審査会の判断理由】

1 基本的な考え方

市が保有する情報は公開することを原則とし、例外として非公開とする情報は人権や公共的利益の保護等合理的理由のある必要最小限のものとしている。その例外が公開条例第6条第1項各号に掲げる項目である。

また、例外に該当すると判断したもの又は先例答申がなされているものについても、状況の変化や時代的背景に基づき、それらが引き続き例外に該当するかについては個々に判断する必要がある。

実施機関の処分は、清掃業務や施設設備の管理業務について平成19年度から長期継続契約が締結されているが、継続又は反復するこれらの業務に係る本件公文書は、それ以前のものであっても行政運営情報に該当するものとしていることから、本審査会では、その該当性について審査した。

2 具体的な判断及び理由

本件公文書の公開の可否については、実施機関、異議申立人から意見聴取したほか、旧審査会の審議内容や答申及び類似事例の判決を参考に慎重に審議した。

(1) 本件公文書の内容及び性格について

本件公文書は、実施機関が清掃業務委託等を発注する際の予定価格が記載された書面である。

予定価格は契約金額の上限額を定めたものであり、これを基準とした競争の実施により公正性を確保しようとするものである。

(2) 公開条例第6条第1項第5号の該当性について

本号は、市又は国等が行う事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業の目的を失わせ、又は将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずると認められるものについて非公開情報としているものである。

先例答申では、本件公文書の当該業務は、毎年反復し、継続して行われており、その業務内容には大きな変化がないことから、予定価格が公開さ

れると事務事業の公正な運営に著しい支障が生ずるとともに、当該事務の目的が失われることが考えられるため、本号の行政運営情報に該当すると判断する。

一方、平成19年度から当該業務は長期継続契約により行われているが、長期継続契約とは、地方自治体の予算の原則である単年度主義の例外として複数年度に亘り役務の提供を受けることができるもので、平成16年度の地方自治法の改正により、その対象範囲が拡大され、北広島市では平成19年度から物品の借入及び役務の提供を受ける契約で継続的なもの、年度当初から役務の提供を受ける必要のあるもの、毎年度の業務内容が経常的で著しい変更がないものなど、これらの要件を満たすものを長期継続契約によることができるものとして条例で定め運用している。

異議申立人の主張の通り、これまでは競争入札後、複数年、随意契約により当該業務の契約が行われてきたが、長期継続契約の施行により競争入札後、複数年に亘る役務の提供が可能となる契約が締結されている。

毎年、競争入札若しくは随意契約における予定価格を作成してきた事務が、長期継続契約により入札年にのみ予定価格が作成されることとなり、また、予定価格は年額で作成されているが、入札年以降は予算の範囲内での役務の提供が前提となるなど、契約方式は変化していることが認められる。

しかし、当該業務の継続又は反復して行われる業務形態に変化はなく、予定価格も年額で作成されていることから、先例答申を見直す内容の変化とは認められないものと判断する。

(3) その他の主張について

異議申立人は意見陳述並びに意見書において、契約金額の推移によって予定価格が大きく変化している、並びに他の自治体では公開している旨、主張するが、これらについては先例答申に同種の主張に対する審査会の考え方を記載しているので確認されたい。

また、異議申立人は過去の入札結果をみて、予定価格を公表した場合の影響の度合いを推し量っているが、毎年、継続又は反復するような業務の性質上、基本的には同一の仕様により競争入札が行われる類の予定価格の公表は、事後公表であっても、事前公表した場合と同様の弊害を生じることとは否定できないとした先例答申を、入札結果のみから否定することはできない。

なお、異議申立人は本件公文書の存在を提示すべきとも主張しているが、公開条例では、文書の存在を否定する場合は、公文書の不存在の通知が行われることとなるので、公文書の公開あるいは非公開決定処分は、公文書の存在を前提とした処分であることを付言する。

【異議申立ての経過】

平成22年4月5日公文書公開請求

平成22年4月14日公文書非公開決定処分

平成22年5月6日異議申立

平成22年6月4日諮問

平成22年6月30日審査会